

① 件名		
学校敷地内にあるコンクリートブロック塀の緊急点検結果について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】                  平成30年6月18日（月）に発生した大阪府北部を震源とする地震によるコンクリートブロック塀の倒壊事故を受け、園児や児童生徒が安全安心に学校生活を送ることができるよう、市内57施設の市立学校及び幼稚園の敷地内（以下「学校敷地内」という。）にあるコンクリートブロック塀について緊急点検を実施した。</p> <p>【目的】                  学校敷地内のコンクリートブロック塀の有無を確認し、点検をすることにより、老朽化したものや建築基準を満たしていないものに対して改修や除却などの対策を早急に講じ、園児や児童生徒、一般市民を倒壊事故等の危険から守るもの。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】                  建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成30年6月19日	57施設（幼稚園（4）、小学校（33）、中学校（19）、高等学校（1））	に対し、学校敷地内にあるコンクリートブロック塀の有無について調査を依頼
22日	9施設からコンクリートブロック塀を保有するとの回答があった。	
22日～26日	建築指導課とともに9施設について現地調査を3日間実施したところ、	コンクリートブロック塀だったものは4件であり、他の5件についてはコンクリート塀や敷地外であったため、対象外とした。
⑤ 主な内容		
◆コンクリートブロック塀を保有する4施設の判定結果		
該当施設名	判定	調査概要
蛇田小学校	D	ブロック塀1.5m、控壁の間隔大で不適合
前谷地小学校	A	ブロック塀1.2m、問題なし
鹿又小学校	D	ブロック塀1.8m、控壁なし、塀上部に重量物有
桜坂高等学校	D	ブロック塀2.4m、控壁が不適合
※対象外施設：貞山小学校、二俣小学校、広瀬小学校、大原小学校、住吉幼稚園 ※判定：A・・・特に問題なし B・・・注意 C・・・要注意 D・・・改修等必要 E・・・除却必要		

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】        学校敷地内にあり、地震などで倒壊する恐れのあるコンクリートブロック塀を把握し、改修や除却等の対処をすることにより、園児や児童生徒及び市民の安全が確保される。</p> <p>【市財政への負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蛇田小学校、鹿又小学校、桜坂高等学校の改修・除却費用は現在見積り依頼中である。</li> <li>・ 国や県の補助制度は無いため一般財源より支出</li> </ul>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>【今後の予定】</p> <p>D判定となった3校については、すでに業者に見積り依頼中であり、対応方法を検討中である。</p> <p>なお、桜坂高等学校のコンクリートブロック塀については、公道に面しており、生徒のみならず、一般市民や通学路として利用する児童等もいるため、工事が始まるまでの処置として注意喚起の看板やバリケード等を設置するための手続を進めている。</p>
<p>⑨ その他</p>